

国民の保護に関する基本指針新旧対照表

(下線部分は今回変更部分)

変更案	現行
国民の保護に関する基本指針目次	国民の保護に関する基本指針目次
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針	第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
1 基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	1 基本的人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 国民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 国民の権利利益の迅速な救済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3 国民に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	3 国民に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4 関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	4 関係機関相互の連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(1) 対策本部相互の連携の確保等	(1) 対策本部相互の連携の確保等
(2) 国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制	(2) 国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制
(3) 地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携	(3) 地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携
5 国民の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5 国民の協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(1) 国民への啓発	(1) 国民への啓発
(2) 消防団及び自主防災組織の充実・活性化	(2) 消防団及び自主防災組織の充実・活性化
(3) ボランティアへの支援	(3) ボランティアへの支援
6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮・・・・・・・・ 6	6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮・・・・・・・・ 8
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施・・・・ 7	7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施・・・・ 8

8	安全の確保	<u>7</u>
9	対策本部長の総合調整等	<u>8</u>

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

第1節 武力攻撃事態の類型

1	着上陸侵攻の場合	<u>10</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	<u>11</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	
3	弾道ミサイル攻撃の場合	<u>11</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	
4	航空攻撃の場合	<u>12</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	

第2節 NBC攻撃の場合の対応

1	核兵器等	<u>12</u>
2	生物兵器	<u>13</u>
3	化学兵器	<u>13</u>

8	安全の確保	<u>8</u>
9	対策本部長の総合調整等	<u>9</u>

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

第1節 武力攻撃事態の類型

1	着上陸侵攻の場合	<u>11</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	<u>12</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	
3	弾道ミサイル攻撃の場合	<u>12</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	
4	航空攻撃の場合	<u>13</u>
	(1) 特徴	
	(2) 留意点	

第2節 NBC攻撃の場合の対応

1	核兵器等	<u>13</u>
2	生物兵器	<u>14</u>
3	化学兵器	<u>14</u>

第3章 実施体制の確立	
第1節 組織・体制の整備	15
第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立	
1 事態対策本部	15
2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置	16
3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制	16
4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定	16
5 地方公共団体の活動体制	17
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制	17
第4章 国民の保護のための措置に関する事項	
第1節 住民の避難に関する措置	
1 警報	18
(1) 警報の発令	
(2) 警報の通知及び伝達	
2 避難措置の指示	19
(1) 避難措置の指示の内容等	
(2) 避難措置の指示の通知	
(3) 避難措置の指示の解除	
(4) 避難に当たって配慮すべき事項	
① 避難に当たって配慮すべき地域特性等	

第3章 実施体制の確立	
第1節 組織・体制の整備	16
第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立	
1 事態対策本部	16
2 武力攻撃事態等現地対策本部の設置	17
3 指定行政機関及び指定地方行政機関の活動体制	17
4 国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定	17
5 地方公共団体の活動体制	18
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制	18
第4章 国民の保護のための措置に関する事項	
第1節 住民の避難に関する措置	
1 警報	19
(1) 警報の発令	
(2) 警報の通知及び伝達	
2 避難措置の指示	20
(1) 避難措置の指示の内容等	
(2) 避難措置の指示の通知	
(3) 避難措置の指示の解除	
(4) 避難に当たって配慮すべき事項	
① 避難に当たって配慮すべき地域特性等	

② 事態の類型等に応じた留意事項	
3 避難の指示	<u>26</u>
(1) 避難の指示等	
(2) 避難の指示の通知及び伝達	
(3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ	
(4) 内閣総理大臣の是正措置	
4 避難住民の誘導	28
(1) 平素からの備え	
(2) 避難実施要領の通知及び伝達	
(3) 市町村による避難住民の誘導	
(4) 警察官等による避難住民の誘導	
(5) 避難住民を誘導する者による警告、指示等	
(6) 都道府県による避難住民の誘導	
(7) 避難住民の復帰のための措置	
(8) 住民の安全の確保等	
5 避難施設	<u>31</u>
(1) <u>避難施設の確保に係る基本的な方針</u>	
(2) 避難施設の指定	
(3) 避難施設のデータベースの整備	
第2節 避難住民等の救援に関する措置	
1 救援の指示等	33
2 救援の実施	<u>33</u>
3 救援の内容	<u>34</u>
(1) 収容施設の供与	

② 事態の類型等に応じた留意事項	
3 避難の指示	<u>27</u>
(1) 避難の指示等	
(2) 避難の指示の通知及び伝達	
(3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ	
(4) 内閣総理大臣の是正措置	
4 避難住民の誘導	28
(1) 平素からの備え	
(2) 避難実施要領の通知及び伝達	
(3) 市町村による避難住民の誘導	
(4) 警察官等による避難住民の誘導	
(5) 避難住民を誘導する者による警告、指示等	
(6) 都道府県による避難住民の誘導	
(7) 避難住民の復帰のための措置	
(8) 住民の安全の確保等	
5 避難施設	<u>32</u>
(新設)	
(1) 避難施設の指定	
(2) 避難施設のデータベースの整備	
第2節 避難住民等の救援に関する措置	
1 救援の指示等	33
2 救援の実施	<u>34</u>
3 救援の内容	<u>35</u>
(1) 収容施設の供与	

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	
(3) 医療の提供及び助産	
(4) 被災者の捜索及び救出	
(5) 埋葬及び火葬	
(6) 電話その他の通信設備の提供 (削除)	
(7) <u>福祉サービスの提供</u>	
(8) <u>武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</u>	
(9) <u>学用品の給与</u>	
(10) <u>死体の捜索及び処理</u>	
(11) <u>武力攻撃災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u>	
4 その他の医療活動・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>38</u>
(1) 医療活動を実施するための体制整備等	
(2) 医療活動の実施	
5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項・・・・・・・・	<u>39</u>
(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	
(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動	
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動	
6 安否情報の収集及び提供・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>41</u>
(1) 安否情報の収集及び提供	
① 市町村長の行う安否情報の収集	
② 都道府県知事の行う安否情報の収集	
③ 総務大臣の行う安否情報の収集	

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	
(3) 医療の提供及び助産	
(4) 被災者の捜索及び救出	
(5) 埋葬及び火葬	
(6) 電話その他の通信設備の提供	
(7) <u>その他の救援の実施</u>	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
4 その他の医療活動・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>37</u>
(1) 医療活動を実施するための体制整備等	
(2) 医療活動の実施	
5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項・・・・・・・・	<u>38</u>
(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動	
(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動	
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動	
6 安否情報の収集及び提供・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>40</u>
(1) 安否情報の収集及び提供	
① 市町村長の行う安否情報の収集	
② 都道府県知事の行う安否情報の収集	
③ 総務大臣の行う安否情報の収集	

④ 安否情報の提供

- (2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力
- (3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

- 1 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 緊急通報の発令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 3 生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - (1) 生活関連等施設の安全確保
 - ① 平素からの備え
 - ② 武力攻撃事態等における措置
 - ③ 危険物質等の取扱所の使用停止等
 - ④ 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止
 - (2) 武力攻撃原子力災害への対処
 - ① 体制の整備
 - ② 活動体制の確立
 - ③ モニタリングの実施
 - ④ 原子炉の運転停止
 - ⑤ 安定ヨウ素剤の服用
 - ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染の実施
 - ⑦ 飲食物の摂取制限等
- 4 NBC攻撃による災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - (1) 核攻撃等の場合
 - (2) 生物剤による攻撃の場合

④ 安否情報の提供

- (2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力
- (3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

- 1 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 緊急通報の発令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
 - (1) 生活関連等施設の安全確保
 - ① 平素からの備え
 - ② 武力攻撃事態等における措置
 - ③ 危険物質等の取扱所の使用停止等
 - ④ 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止
 - (2) 武力攻撃原子力災害への対処
 - ① 体制の整備
 - ② 活動体制の確立
 - ③ モニタリングの実施
 - ④ 原子炉の運転停止
 - ⑤ 安定ヨウ素剤の服用
 - ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染の実施
 - ⑦ 飲食物の摂取制限等
- 4 NBC攻撃による災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
 - (1) 核攻撃等の場合
 - (2) 生物剤による攻撃の場合

(3) 化学剤による攻撃の場合	
5 消火活動及び救助・救急活動	<u>54</u>
6 感染症等の指定等の特例	<u>55</u>
7 保健衛生に関する活動	55
8 廃棄物処理の特例	<u>56</u>
9 文化財保護の特例	<u>56</u>

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

1 情報の収集及び提供	<u>57</u>
(1) 平素からの備え	
(2) 被災情報等の収集及び提供	
2 通信の確保	<u>58</u>
(1) 平素からの備え	
(2) 武力攻撃事態等における通信の確保	
3 運送の確保	<u>59</u>
(1) 平素からの備え	
(2) 武力攻撃事態等における運送の確保	
4 交通の管理	<u>60</u>
(1) 道路交通の管理	
① 平素からの備え	
② 武力攻撃事態等における交通規制等	
(2) 船舶交通の管理及び航空管制	
5 民間からの救援物資等の受入れ	61
(1) 民間からの救援物資の受入れ	

(3) 化学剤による攻撃の場合	
5 消火活動及び救助・救急活動	<u>53</u>
6 感染症等の指定等の特例	<u>54</u>
7 保健衛生に関する活動	55
8 廃棄物処理の特例	<u>55</u>
9 文化財保護の特例	<u>55</u>

第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項

1 情報の収集及び提供	<u>56</u>
(1) 平素からの備え	
(2) 被災情報等の収集及び提供	
2 通信の確保	<u>57</u>
(1) 平素からの備え	
(2) 武力攻撃事態等における通信の確保	
3 運送の確保	<u>58</u>
(1) 平素からの備え	
(2) 武力攻撃事態等における運送の確保	
4 交通の管理	<u>59</u>
(1) 道路交通の管理	
① 平素からの備え	
② 武力攻撃事態等における交通規制等	
(2) 船舶交通の管理及び航空管制	
5 民間からの救援物資等の受入れ	61
(1) 民間からの救援物資の受入れ	

(2) 海外からの支援の受入れ	
6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	<u>62</u>
第5節 国民生活の安定に関する措置	
1 国民生活の安定	<u>63</u>
(1) 生活関連物資等の価格の安定等	
(2) 金銭債務の支払猶予等	
(3) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等	
(4) 政府関係金融機関等による武力攻撃災害に関する融資	
(5) 通貨及び金融の安定	
(6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置	
2 生活基盤等の確保	65
(1) ライフライン施設の機能の確保	
(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等	
(3) 運送・通信・郵便の確保	
(4) 医療の確保	
(5) 公共的施設の適切な管理	
(6) 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
3 応急の復旧	<u>67</u>
(1) 基本的事項	
(2) ライフラインの応急の復旧	
(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等	
① 総合調整等	
② 道路の応急の復旧等	

(2) 海外からの支援の受入れ	
6 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	<u>61</u>
第5節 国民生活の安定に関する措置	
1 国民生活の安定	<u>62</u>
(1) 生活関連物資等の価格の安定等	
(2) 金銭債務の支払猶予等	
(3) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等	
(4) 政府関係金融機関等による武力攻撃災害に関する融資	
(5) 通貨及び金融の安定	
(6) その他避難住民等の生活の安定等のための措置	
2 生活基盤等の確保	65
(1) ライフライン施設の機能の確保	
(2) 電気・ガス・水の安定的な供給等	
(3) 運送・通信・郵便の確保	
(4) 医療の確保	
(5) 公共的施設の適切な管理	
(6) 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
3 応急の復旧	<u>66</u>
(1) 基本的事項	
(2) ライフラインの応急の復旧	
(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等	
① 総合調整等	
② 道路の応急の復旧等	

- ③ 航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等
- ④ 空港の応急の復旧等
- ⑤ 鉄道施設等の応急の復旧等

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

第7節 訓練及び備蓄

- 1 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 2 備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態

- 1 攻撃対象施設等による分類・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
 - (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 2 攻撃手段による分類・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
 - (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2節 緊急対処事態対策本部等

- 1 緊急対処事態対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- 2 緊急対処事態現地対策本部の設置・・・・・・・・ 75

- ③ 航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等
- ④ 空港の応急の復旧等
- ⑤ 鉄道施設等の応急の復旧等

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

第7節 訓練及び備蓄

- 1 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 2 備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態

- 1 攻撃対象施設等による分類・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
 - (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- 2 攻撃手段による分類・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
 - (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2節 緊急対処事態対策本部等

- 1 緊急対処事態対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 緊急対処事態現地対策本部の設置・・・・・・・・ 74

第3節 緊急対処保護措置の実施

- 1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項・・・・・・・・・・ 75
- 2 緊急対処事態における警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続・・・・・・・・・・ 77

はじめに

(削除)

○我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な法制を整備することは国としての当然の責務であるとの観点から、平成15年6月に、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項を定めた武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）が成立し、さらにこの法律を受けて、翌16年6月には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が成立した。

○（略）

(削除)

第3節 緊急対処保護措置の実施

- 1 緊急対処保護措置の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 緊急対処事態における警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続・・・・・・・・・・ 76

はじめに

○我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている。

○こうした状況も踏まえ、我が国に対する外部からの武力攻撃に際し、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な法制を整備することは国としての当然の責務であるとの観点から、平成15年6月に、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項を定めた武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）が成立し、さらにこの法律を受けて、翌16年6月には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が成立した。

○（略）

○一方、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」が、平成16年12月に閣議決定され、我が国の安全保障の目標として我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除することと国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにする

- 国民保護法の適切かつ円滑な執行を図るため、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を策定することとされている。この基本指針は、国としての国民保護措置の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関及び都道府県がそれらの国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）を、指定公共機関がその国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものであり、第1章の国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に続き、第2章を武力攻撃事態の想定に関する事項、第3章を実施体制の確立、第4章を国民の保護のための措置に関する事項、第5章を緊急対処事態への対処、第6章を国民の保護に関する計画等の作成手続とし、それぞれ運用に関する事項について、実施主体を明らかにしつつ、定めている。
- 我が国を取り巻く安全保障環境の変化等に伴い、国民の安全を確保するためには、国民保護措置についても絶えず検証がされていくべきものであり、政府は、その検証に基づき必要に応じて基本指針の変更を行うものとする。

ことの2つを掲げ、これらの目標を達成するため、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交力を推進するとともに、日米安全保障体制を基調とする米国との緊密な協力関係を一層充実させるなど我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることとしている。このうち我が国自身の努力としては、国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとともに、我が国に脅威が及んだ場合には、政府が一体となって統合的に対応すること、このため、平素から国民の保護のための各種体制を整備するとともに、国と地方公共団体とが緊密に連携し、万全の態勢を整えることとの考え方が示されている。

- このような背景を踏まえ、国民保護法の適切かつ円滑な執行を図るため、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を策定することとした。この基本指針は、国としての国民保護措置の実施に関する基本的な方針を示すとともに、指定行政機関及び都道府県がそれらの国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）を、指定公共機関がその国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項等を定めるものであり、第1章の国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に続き、第2章を武力攻撃事態の想定に関する事項、第3章を実施体制の確立、第4章を国民の保護のための措置に関する事項、第5章を緊急対処事態への対処、第6章を国民の保護に関する計画等の作成手続とし、それぞれ運用に関する事項について、実施主体を明らかにしつつ、定めている。
- 我が国を取り巻く安全保障環境の変化等に伴い、国民の安全を確保するためには、国民保護措置についても絶えず検証がされていくべきものであり、政府は、その検証に基づき必要に応じて基本指針の変更を行うものとする。

注：基本指針における「都道府県」又は「都道府県知事」に関する記載のうち、国民保護法第184条の適用がある部分については、同条の規定に基づき「指定都市」又は「指定都市の長」に適用があるものとする。

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- (略)
- (略)
- 1～3 (略)
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携
 - (略)

○都道府県知事は、避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）、武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）、武力攻撃災害の応急の復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断する場合、防衛大臣に対し、国民保護等派遣を要請するものとする。

- (略)
- (略)
- (略)

(新設)

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

- (略)
- (略)
- 1～3 (略)
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 地方公共団体と防衛省・自衛隊との連携
 - (略)

○都道府県知事は、避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）、武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）、武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断する場合、防衛大臣に対し、国民保護等派遣を要請するものとする。

- (略)
- (略)
- (略)

○ (略)

○ (略)

5～9 (略)

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

(略)

第3章 実施体制の確立

(略)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 (略)

2 避難措置の指示

(1)～(3) (略)

(4) 避難に当たって配慮すべき事項

① (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要である。このため、国は、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、次のような配慮を行うことが必要となるものである。

○ (略)

○ (略)

5～9 (略)

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

(略)

第3章 実施体制の確立

(略)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 (略)

2 避難措置の指示

(1)～(3) (略)

(4) 避難に当たって配慮すべき事項

① (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○沖縄県の住民の避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすることが必要である。このため、国は、九州各県をはじめとする地方公共団体との広域的な連携体制を整え、沖縄県及び沖縄県下の市町村と協力しつつ、次のような配慮を行うことが必要となるものである。

ア 航空又は海上による避難のための運送手段の確保等

- ・国〔内閣官房、国土交通省〕は、沖縄県と連携協力して、指定公共機関及び指定地方公共機関を始めとする運送事業者に対し、沖縄関連路線に係る航空機及び沖縄関連航路に係る船舶等の優先的な確保を依頼することなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保に努めるものとする。また、指定公共機関及び指定地方公共機関を始めとする運送事業者に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請するものとする。

- ・（略）

イ 陸路による避難のための運送手段及びルートの確保

- ・国、沖縄県及び沖縄県下の市町村は、避難に利用可能な公的機関が保有する車両について把握するよう努めるものとする。また、沖縄県は、指定地方公共機関として指定する運送事業者の車両保有台数等の必要な情報を把握するよう努めるものとする。
- ・市町村は、航空又は海上による避難が必要となる場合に備えて、最寄りの飛行場や港湾までのルート等を検討しておくものとする。

ウ 要配慮者の避難

- ・国、沖縄県及び沖縄県下の市町村は、あらかじめ、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難に関する搬送手段や付添体制の整理に努め、住民を実際に避難させる必要が生じた場合においては、これらの者が適切に避難できるようにするものとする。

エ 県外での避難住民の受入れ

- ・沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、国〔内

ア 航空又は海上による避難のための運送手段の確保等

- ・国〔内閣官房、国土交通省〕は、沖縄県と連携協力して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、沖縄関連路線に係る航空機及び沖縄関連航路に係る船舶等の優先的な確保を依頼することなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保に努めるものとする。また、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請するものとする。

- ・（略）

イ 陸路による避難のための運送手段及びルートの確保

- ・国、沖縄県及び沖縄県下の市町村は、避難に利用可能な公的機関が保有する車両について把握するよう努めるものとする。また、沖縄県は、指定地方公共機関として指定する運送事業者の車両保有台数等の必要な情報を把握するよう努めるものとする。
- ・市町村は、航空又は海上による避難が必要となる場合に備えて、最寄りの飛行場や港湾までのルート等を検討しておくものとする。

(新設)

ウ 県外での避難住民の受入れ

- ・沖縄県の地理的条件等から、航空又は海上により県外へ避難することが適当な場合が生ずることも考えられるが、その場合には、国〔内

閣官房、消防庁、内閣府、国土交通省〕は、沖縄県、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体と連携協力して、適切な避難先地域の選定、避難住民の受入れに必要な準備等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。

- (略)
- (略)
- ・ (略)
- ・また、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。
- ・ (略)
- (略)
- (略)
- ② (略)

3 避難の指示

(1) 避難の指示等

- (略)
- 都道府県知事は、対策本部長により港湾施設、飛行場施設及び道路の利用指針（特定公共施設利用法第6条第1項、第10条第1項及び第12条第

閣官房、消防庁、内閣府、国土交通省〕は、沖縄県と連携協力して、適切な避難先地域の選定等避難住民の受入体制を適切に整えるものとする。

- (略)
- (略)
- ・ (略)
- ・また、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。
- ・ (略)
- (略)
- (略)
- ② (略)

3 避難の指示

(1) 避難の指示等

- (略)
- 都道府県知事は、対策本部長により道路の利用指針（特定公共施設利用法第12条第1項の道路の利用指針をいう。以下同じ。）等が定められたとき

1項の利用指針をいう。以下同じ。）等が定められたときは、その利用指針を踏まえて、避難経路等を決定するものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(2) (略)

(3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ

- (略)

○都道府県の区域を越える避難において、避難住民の受入地域を管轄する都道府県知事は、あらかじめ指定した避難施設等の中から避難住民の受入れを行う施設を選定し、要避難地域を管轄する都道府県知事にその旨を通知するとともに、当該施設の管理者に避難施設等の供与のため必要な措置を講じさせるものとする。

- (略)

(4) (略)

4 避難住民の誘導

(1)～(7) (略)

(8) 住民の安全の確保等

- (略)
- (略)

○国〔環境省、農林水産省等〕は、要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関する配慮についてそれぞれその国民保護計画において定めるとともに、地方公共団体が配慮すべき事項について基本的な

は、その利用指針を踏まえて、避難経路等を決定するものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(2) (略)

(3) 都道府県の区域を越える避難住民の受入れ

- (略)

○都道府県の区域を越える避難において、避難住民の受入地域を管轄する都道府県知事は、あらかじめ指定した避難施設の中から避難住民の受入れを行う施設を選定し、要避難地域を管轄する都道府県知事にその旨を通知するとともに、当該施設の管理者に避難施設の開設のため必要な措置を講じさせるものとする。

- (略)

(4) (略)

4 避難住民の誘導

(1)～(7) (略)

(8) 住民の安全の確保等

- (略)
- (略)

○国〔環境省、農林水産省等〕は、要避難地域等において飼養又は保管されていた動物の保護等に関する配慮についてそれぞれその国民保護計画において定めるとともに、地方公共団体が配慮すべき事項について基本的な

考え方を示し、これを踏まえ、地方公共団体は、当該配慮についてその国民保護計画において定めるよう努めるものとする。

○ライフライン事業者である地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、住民の避難に当たって、安全の確保に配慮した上で、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、ライフラインの安定的な供給に努めるものとする。

5 避難施設

(1) 避難施設の確保に係る基本的な方針

○国は、避難施設の確保に係る基本的な方針について定めるものとする。

(2) 避難施設の指定

○都道府県知事は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定するものとする。この場合において、以下の事項等に留意するものとする。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

○都道府県知事が避難施設を指定する場合には、当該施設の管理者の同意を文書等により確認するよう努めるものとする。また、避難施設として指定したとき及び管理者からの施設の廃止等の届出により避難施設としての

考え方を示し、これを踏まえ、地方公共団体は、当該配慮についてその国民保護計画において定めるよう努めるものとする。

(新設)

5 避難施設

(新設)

(1) 避難施設の指定

○都道府県知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定するものとする。この場合において、以下の事項等に留意するものとする。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

○都道府県知事が避難施設を指定する場合には、当該施設の管理者の同意を文書等により確認するよう努めるものとする。また、避難施設として指定したとき及び管理者からの施設の廃止等の届出により避難施設としての

指定を解除したときは、その旨を当該施設の管理者に対し文書等により通知するよう努めるものとする。

○国は、国が管理・所管する施設について、都道府県知事から避難施設としての指定について同意を求められた場合には、積極的に指定に応じるなど適切に対応するものとする。

○（略）

(3) 避難施設のデータベースの整備

(略)

第2節 避難住民等の救援に関する措置

1（略）

2 救援の実施

○（略）

○（略）

○（略）

○国〔厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省等〕は、都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

○（略）

○（略）

○都道府県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう、十分配慮するものとする。

○都道府県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

指定を解除したときは、その旨を当該施設の管理者に対し文書等により通知するよう努めるものとする。

(新設)

○（略）

(2) 避難施設のデータベースの整備

(略)

第2節 避難住民等の救援に関する措置

1（略）

2 救援の実施

○（略）

○（略）

○（略）

○国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省等〕は、都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

○（略）

○（略）

○都道府県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう、十分配慮するものとする。

(新設)

3 救援の内容

(1) 収容施設の供与

○都道府県は、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設するものとする。なお、避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

○国は、国が管理する施設等について、都道府県知事から収容施設としての使用の申入れがあった場合には、避難住民等の受入れが適切に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。また、国は、学校施設、公営住宅などの補助金等の交付を受けた地方公共団体等が管理する施設等について、都道府県知事から収容施設としての使用の申入れがあった場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他関係法令上の取扱いについて、必要に応じて、適切な措置を講ずるものとする。

○ (略)

○ (略)

○都道府県は、長期避難住宅又は応急仮設住宅を供与する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設、民間住宅の借上げ又はその他適切な方法により供与するものとする。

○都道府県知事は、長期避難住宅又は応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達について支援を求めるものとする。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

○ (略)

3 救援の内容

(1) 収容施設の供与

○都道府県は、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設するものとする。

(新設)

○ (略)

○ (略)

○都道府県は、応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設するものとする。

○都道府県知事は、応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達について支援を求めるものとする。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

○ (略)

○ (略)

○都道府県知事は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省〕に物資の調達について支援を求めるものとする。

○国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省〕は、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品、燃料、通信機器等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、国は特段の配慮を行うものとする。

(3) 医療の提供及び助産

○ (略)

○ (略)

○厚生労働省、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社、日本医師会〕及び被災地・避難先地域以外の地方公共団体は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成するものとする。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び当該地方公共団体の長は、必要に応じ、公的医療機関及び民間医療機関に対し救護班の派遣を依頼するものとする。

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○救護班の緊急輸送について、関係省庁〔国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁〕は、必要に応じ、又は関係省庁〔厚生労働省、文部科学省〕、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社、日本医師会〕若しく

○ (略)

○都道府県知事は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕に物資の調達について支援を求めるものとする。

○国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕は、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品、燃料、通信機器等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、国は特段の配慮を行うものとする。

(3) 医療の提供及び助産

○ (略)

○ (略)

○厚生労働省、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕及び被災地・避難先地域以外の地方公共団体は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成するものとする。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び当該地方公共団体の長は、必要に応じ、公的医療機関及び民間医療機関に対し救護班の派遣を依頼するものとする。

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○救護班の緊急輸送について、関係省庁〔国土交通省、警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁〕は、必要に応じ、又は関係省庁〔厚生労働省、文部科学省〕、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕若しくは地方公共団

は地方公共団体の長からの依頼に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 電話その他の通信設備の提供

○都道府県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信設備の確保を図るものとする。

○国〔総務省〕は、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、関係業界団体の協力を得る等により、電話その他の通信設備の提供の確保を図るものとする。

(削除)

(7) 福祉サービスの提供

○都道府県は、関係業界団体の協力を得る等により、避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対する福祉サービスの提供の確保を図るものとする。

○国〔厚生労働省、こども家庭庁〕は、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、関係業界団体の協力を得る等により、福祉サービスの提供の確保を図るものとする。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

○都道府県は、武力攻撃災害を受けた住宅について、武力攻撃災害により住

体の長からの依頼に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 電話その他の通信設備の提供

○都道府県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図るものとする。

(新設)

(7) その他の救援の実施

○都道府県は、上記の救援のほか、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理、学用品の給与、死体の捜索及び処理並びに武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去についても、適切に実施するものとする。

(新設)

(新設)

家が半壊等の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施するものとする。

○都道府県知事は、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達について支援を求めるものとする。

(9) 学用品の給与

○都道府県は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等の生徒に対して学用品の給与を行うものとする。

○国〔文部科学省〕は、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、関係業界団体の協力を得る等により、教科書等の給与のために必要な措置を講ずるものとする。

(10) 死体の捜索及び処理

○都道府県は、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を実施する場合には、警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図るものとする。

○都道府県は、武力攻撃災害の際に死亡した者について、死体の洗浄、縫合等の処置や一時保存、検案を実施するものとする。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

○都道府県は、武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹

(新設)

(新設)

(新設)

木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものについて、必要に応じ、関係団体等の協力を得て、除去を行うものとする。

4 その他の医療活動

(1) 医療活動を実施するための体制整備等

○ (略)

○ (略)

○厚生労働省は、平素から感染症を 診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランスや、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする。

○都道府県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努めるものとする。

○ (略)

(2) 医療活動の実施

○ (略)

○防衛省及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕は、自衛隊の病院、国立病院機構の医療施設及び日本赤十字社の医療施設において医療活動を行うものとし、指定公共機関〔日本医師会〕は、関係機関の医療施設において医療活動が行われるよう連絡調整を行うものとする。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕は、指定公共機関〔国立健康危機管理研究機構〕、国立高度専門医療研究センター及び国立大学病院に対し、必要に応じ、医療活動の実施の求めなどを行うものとする。

4 その他の医療活動

(1) 医療活動を実施するための体制整備等

○ (略)

○ (略)

○厚生労働省は、平素から感染症を 診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランスや、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異状な発生動向を迅速に察知するものとする。

(新設)

○ (略)

(2) 医療活動の実施

○ (略)

○防衛省及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕は、自衛隊の病院、国立病院機構の医療施設及び日本赤十字社の医療施設において医療活動を行うものとする。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕は、国立高度専門医療研究センター及び国立大学病院に対し、必要に応じ、医療活動の実施の求めなどを行うものとする。

○都道府県知事は、必要に応じ、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社、日本医師会〕に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼するものとする。

○（略）

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

○（略）

○（略）

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○内閣総理大臣は、関係大臣等〔文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、国立病院機構、国立健康危機管理研究機構〕、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの現地への派遣の求めなどを行わせるものとする。

○（略）

○指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、国立病院機構〕等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。また、指定公共機関〔国立健康危機管理研究機構〕、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。

○内閣総理大臣は、関係大臣〔厚生労働大臣、文部科学大臣〕を指揮し、必

○都道府県知事は、必要に応じ、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼するものとする。

○（略）

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

○（略）

○（略）

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

○内閣総理大臣は、関係大臣等〔文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣〕を指揮し、必要に応じ、指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、国立病院機構〕、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームの現地への派遣の求めなどを行わせるものとする。

○（略）

○指定公共機関〔量子科学技術研究開発機構、国立病院機構〕等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。また、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者もこれと同様の活動を行うよう努めるものとする。

○内閣総理大臣は、関係大臣〔厚生労働大臣、文部科学大臣〕を指揮し、必

要に応じ、指定公共機関〔国立病院機構、国立健康危機管理研究機構〕、国立高度専門医療研究センター及び国立大学病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣又は医薬品、医療機器等の提供の求めなどを行わせるものとする。

○ (略)

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○国〔厚生労働省、文部科学省〕は、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救護班の編成、派遣、医薬品、医療機器等の提供を依頼するものとする。

○ (略)

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

○ (略)

○ (略)

○上記のほか、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び都道府県は、救護班の編成、派遣など、生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行うものとする。

6 (略)

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1・2 (略)

3 生活関連等施設の安全確保

(1) (略)

要に応じ、指定公共機関〔国立病院機構〕、国立高度専門医療研究センター及び国立大学病院の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員の現地医療機関への派遣又は医薬品、医療機器等の提供の求めなどを行わせるものとする。

○ (略)

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○国〔厚生労働省、文部科学省〕は、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、医薬品、医療機器等の提供を依頼するものとする。

○ (略)

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

○ (略)

○ (略)

○上記のほか、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び都道府県は、救急医療派遣チームの派遣、救護班の編成など、生物剤による攻撃の場合と同様に医療活動を行うものとする。

6 (略)

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1・2 (略)

3 生活関連等施設の安全確保

(1) (略)

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

○ (略)

①～⑥ (略)

⑦ 飲食物の摂取制限等

○国〔厚生労働省、国土交通省、農林水産省等〕及び関係都道府県知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

4 NBC攻撃による災害への対処

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○国土交通大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるものとする。

○ (略)

○国〔厚生労働省、国土交通省、農林水産省等〕は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。

○都道府県知事は、対策本部長の指示又は厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

○ (略)

○ (略)

(1)～(3) (略)

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

○ (略)

①～⑥ (略)

⑦ 飲食物の摂取制限等

○国〔厚生労働省、農林水産省等〕及び関係都道府県知事は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

4 NBC攻撃による災害への対処

○ (略)

○ (略)

○ (略)

○厚生労働大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるものとする。

○ (略)

○国〔厚生労働省、農林水産省等〕は、必要に応じ、放射性物質等による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。

○都道府県知事は、対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

○ (略)

○ (略)

(1)～(3) (略)

5～7 (略)

8 廃棄物処理の特例

○環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量のがれき等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文等の規定による許可を受けていない者に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせること等の廃棄物処理の特例を定め、これらの廃棄物を迅速に処理させるものとする。このため、環境省は、あらかじめ、国民保護法第124条第1項の規定により廃棄物処理に係る特例地域を指定する場合の**手続**、同条第2項の廃棄物処理の特例基準の基本的考え方、同条第5項の規定による特例地域又は特例基準の公示の方法等について定めるものとする。

9 (略)

第4節 (略)

第5節 国民生活の安定に関する措置

1 国民生活の安定

(1) (略)

(2) 金銭債務の支払猶予等

○ (略)

○内閣は、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するためには、対応策を緊急に講ずる必要があると認められる場合で、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがない場合には、金銭債務の支払（賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、緊急に政令を制定するものとする。

5～7 (略)

8 廃棄物処理の特例

○環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項本文等の規定による許可を受けていない者に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせること等の廃棄物処理の特例を定め、これらの廃棄物を迅速に処理させるものとする。このため、環境省は、あらかじめ、国民保護法第124条第1項の規定により廃棄物処理に係る特例地域を指定する場合の**手続**、同条第2項の廃棄物処理の特例基準の基本的考え方、同条第5項の規定による特例地域又は特例基準の公示の方法等について定めるものとする。

9 (略)

第4節 (略)

第5節 国民生活の安定に関する措置

1 国民生活の安定

(1) (略)

(2) 金銭債務の支払猶予等

○ (略)

○内閣は、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するためには、対応策を緊急に講ずる必要があると認められる場合で、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の招集を決定し又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがない場合には、金銭債務の支払（賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、緊急に政令を制定するものとする。

る。

(3)～(6) (略)

2 生活基盤等の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保

○国〔経済産業省、総務省、国土交通省〕、地方公共団体並びにライフライン事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

(2)～(6) (略)

3 応急の復旧

(1) (略)

(2) ライフラインの応急の復旧

○ (略)

○対策本部は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じ、関係省庁〔経済産業省、総務省、国土交通省〕を經由して、ライフライン事業者である地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して応急の復旧を行うことを依頼するものとする。

(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等

①・② (略)

③ 航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等

○国土交通省は、国が整備又は所有する港湾施設並びに開発保全航路及び緊急確保航路について、速やかに被害の状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、その旨を対策本部に報

る。

(3)～(6) (略)

2 生活基盤等の確保

(1) ライフライン施設の機能の確保

○国〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕、地方公共団体並びにライフライン事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

(2)～(6) (略)

3 応急の復旧

(1) (略)

(2) ライフラインの応急の復旧

○ (略)

○対策本部は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じ、関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を經由して、ライフライン事業者である地方公共団体及び指定公共機関に対して応急の復旧を行うことを依頼するものとする。

(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等

①・② (略)

③ 航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等

○国土交通省は、開発保全航路等について、速やかに被害の状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、その旨を対策本部に報告するとともに、当該沈船等の除去その他避難住民の運

告するとともに、当該沈船等の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の運送の輸送路等を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

○港湾管理者等は、その所有する港湾施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した港湾施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

○ (略)

○ (略)

④・⑤ (略)

第6節 (略)

第7節 訓練及び備蓄

1 訓練

○国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難・救援訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ国民保護計画等の見直し等を行い、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。また、国〔内閣官房、消防庁、内閣府等〕は、避難・救援訓練の実施を通じた国民保護措置の実施の円滑化を支援するものとする。

○指定公共機関及び指定地方公共機関は、自主的に、国民保護措置についての

送及び緊急物資の運送の輸送路等を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

○港湾管理者は、その所有する港湾施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した港湾施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

○ (略)

○ (略)

④・⑤ (略)

第6節 (略)

第7節 訓練及び備蓄

1 訓練

○国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

○指定公共機関及び指定地方公共機関は、自主的に、国民保護措置についての

訓練を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練や研修会等へ参加するよう努めるものとする。また、国〔内閣官房等〕は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置が円滑に行われるよう、訓練や研修等の充実などに努めるものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

2 (略)

第5章 緊急対処事態への対処

(略)

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

(略)

訓練を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

2 (略)

第5章 緊急対処事態への対処

(略)

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

(略)